

奈良県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第六十四号

奈良県税条例等の一部を改正する条例

(奈良県税条例の一部改正)

第一条 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の次に次の二条を加える。

(令和六年度分の個人の県民税の特別税額控除)

第五条の二 令和六年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百万円以下である所得割の納税義務者(以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第二十五条から第二十六条の二まで、附則第三条の三第二項及び附則第五条並びに法第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条の四の二第一項、附則第五条の五第一項及び附則第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和六年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族(法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。)を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)を超える場合には一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第二十五条から第二十六条の二まで、附則第三条の三第二項及び附則第五条並びに法第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条の四の二第一項、附則第五条の五第一項及び附則第七条の二第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、附則第三条の三第五項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項、附則第五条の五第二項及び附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(令和七年度分の個人の県民税の特別税額控除)

第五条の三 令和七年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者(同一生計配偶者(控除対象配偶者及び法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。))を有するものに限る。)の第二十五条から第二十六条の二まで、附則第三条の三第二項及び附則第五条並びに法第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条の四の二第一項、附則第五条の五第一項及び附則第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が一万円を超える場合には一万円に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第二十五条から第二十六条の二まで、附則第三条の三第二項及び附則第五条並びに法第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条の四の二第一項、附則第五条の五第一項及び附則第七条の二第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、附則第三条の三第五項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項、附則第五条の五第二項及び附則第七条の二第四項の規定を適用し

て計算した場合の所得割の額

附則第六条第三項中「附則第三条の三第二項」の下に、「附則第五条の二第二項及び附則第五条の三第二項」を加え、「同項第二号」を「附則第三条の三第二項第二号、附則第五条の二第二項第一号及び附則第五条の三第二項第一号」に、「附則第五条」を「附則第五条並びに」に、「附則第六条第二項」を「附則第六条第二項並びに」に改める。

附則第七条の三の三及び第七条の三の四中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第七条の四第一項並びに第八条の二第一項及び第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十条の四第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第十条の五第三項に次の一号を加える。

五 附則第五条の二及び附則第五条の三の規定の適用については、附則第五条の二第一項及び附則第五条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条の五第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条の二第二項第一号及び附則第五条の三第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条の五第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十一条第三項に次の一号を加える。

五 附則第五条の二及び附則第五条の三の規定の適用については、附則第五条の二第一項及び附則第五条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条の二第二項第一号及び附則第五条の三第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十二条第二項に次の一号を加える。

五 附則第五条の二及び附則第五条の三の規定の適用については、附則第五条の二第一項及び附則第五条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条の二第

二項第一号及び附則第五条の三第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十三条第三項に次の一号を加える。

五 附則第五条の二及び附則第五条の三の規定の適用については、附則第五条の二第一項及び附則第五条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十三条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条の二第二項第一号及び附則第五条の三第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十三条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十四条第三項に次の一号を加える。

五 附則第五条の二及び附則第五条の三の規定の適用については、附則第五条の二第一項及び附則第五条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条の二第二項第一号及び附則第五条の三第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第二条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(昭和六十一年十二月奈良県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

(関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第三条 関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例(昭和六十三年七月奈良県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。